

木津川市道路反射鏡（カーブミラー）設置等基準

1. はじめに

この基準は、木津川市が設置する道路反射鏡（以下、「カーブミラー」とします。）について適用するものです。

見通しの悪いカーブや見通しの悪い交差点においては、十分に減速または徐行し、「一時停止」の標識があるときは停止線の直前で一時停止し、目視による安全確認が可能な位置まで進んだ後、ドライバー自身が直接目視で安全確認を行うことが原則となります。

木津川市では、カーブミラーについては、建物や壁などが原因で見通しの悪い交差点やカーブにおいて、目視による安全確認が困難な場合に、自動車同士の衝突防止を目的として設置しています。

以前には、積極的に設置を進めてきた経緯がありますが、現在では、将来にわたる維持修繕や撤去費用などのライフサイクルコストの問題や、カーブミラーを設置することによるデメリットもあることから、必要性や安全性を総合的に判断し設置を行っております。

2. カーブミラーについて

カーブミラーは、ドライバー（運転者）による安全確認を補助する施設であり、安全確認はドライバー（運転者）自身の目視によることが原則です。

カーブミラーの設置の要望について検討される際には、カーブミラーの特性をご理解いただき、設置したことによる危険性についても十分ご検討いただきますようお願いいたします。

カーブミラーのデメリット

1. 図1のとおり、カーブミラー（鏡）は左右が逆に映り、前後の位置関係や方向を誤認する場合があります。

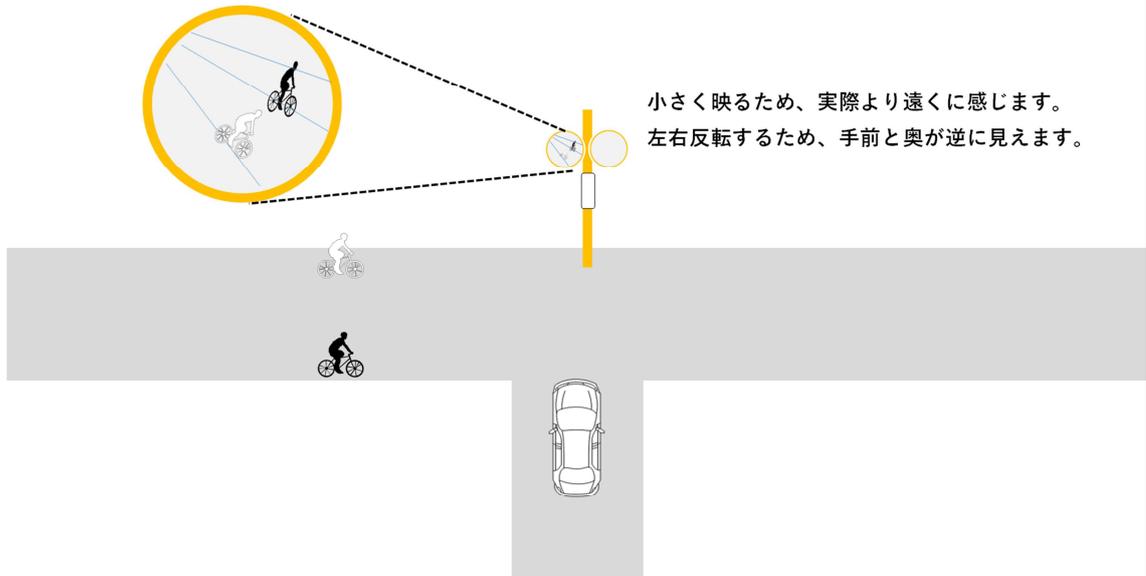


図1

2. 図2のとおり、カーブミラーに映らない部分（死角）があり、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れる場合があります。

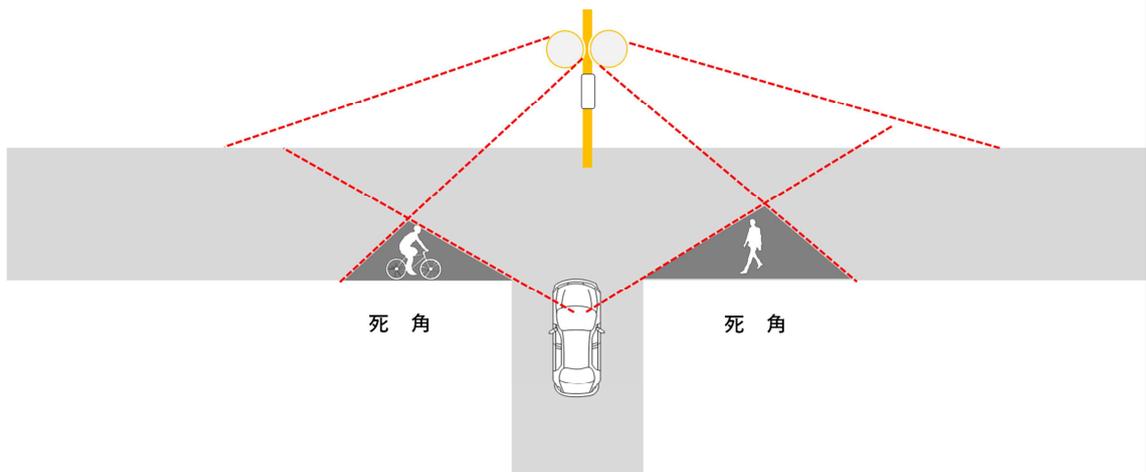


図2

3. カーブミラーに映る車両は小さく見えるため、速度感や距離感がつかみにくい。
4. 接近する車を遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反をまねくことがある。

カーブミラーを過信し、一時停止や目視確認等を怠るなどの交通ルールを無視した場合、かえって事故を招く場合があります。

3. カーブミラーの設置について

木津川市では、各行政地域・自治会等からの要望により、現地を調査し、原則として次のような基準により、見通しが悪く目視での安全確認が困難と判断した場合に設置を検討しています。

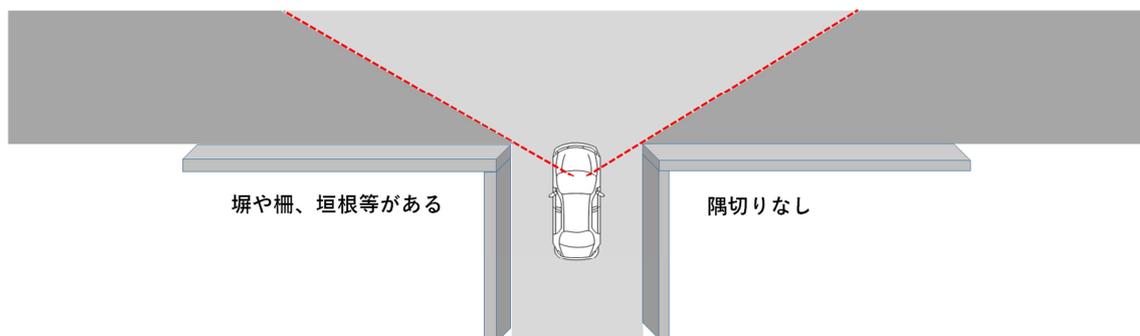
現地調査の結果、見通しに問題ないと判断した箇所や目視での安全確認が可能と判断したなどは、要望に沿えないことがあります。

設置しないと判断した場合、運転者への注意を促すための十字等の交差点マークや停止・減速を促す白破線等の路面標示を提案させていただくことがあります。

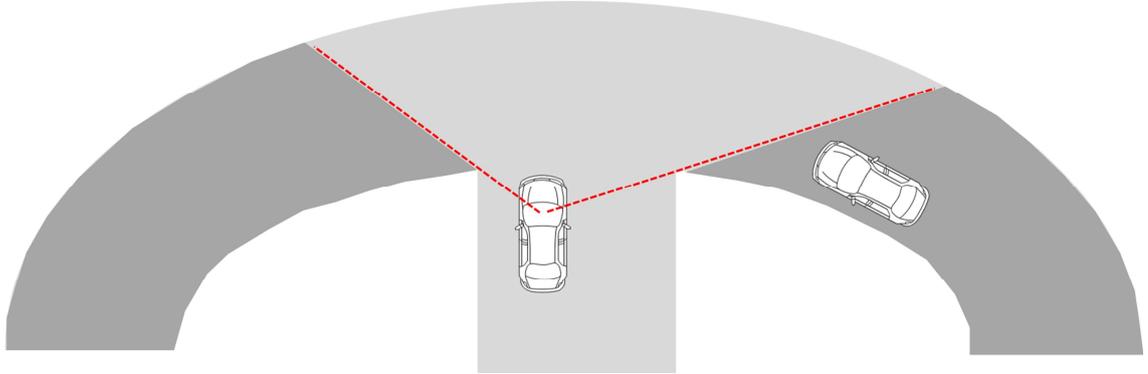
(1) 交差点・屈曲部における一般的な設置の判断基準

ア. 設置を検討する例

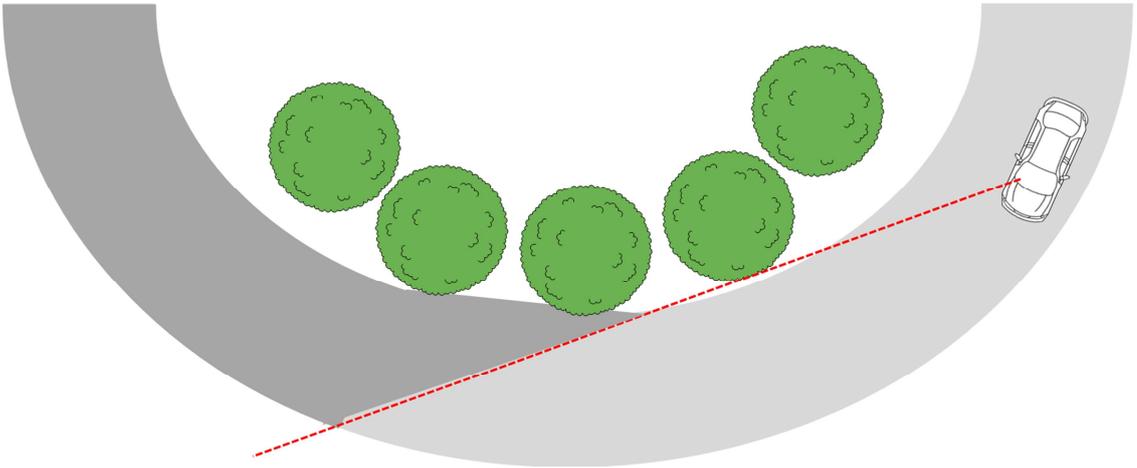
- ① 道路幅員が狭く、塀や垣根などにより見通しが確保できない場合



② 内側へカーブしており、見通しが確保できない場合

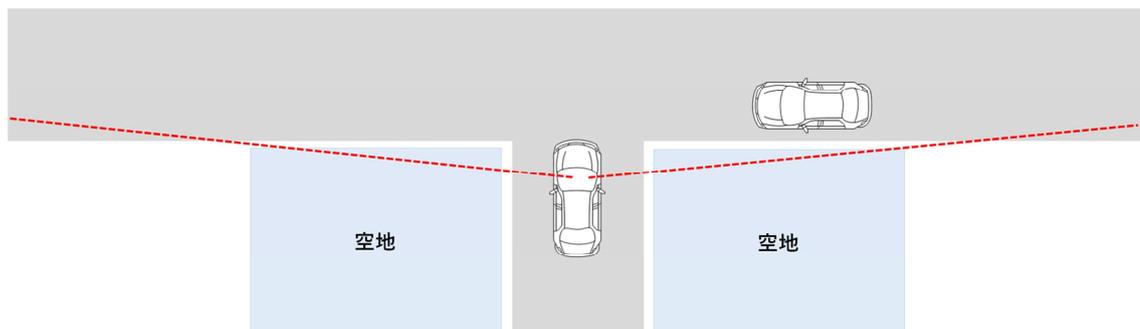


③ 中央線がない急カーブで見通しが確保できない場合

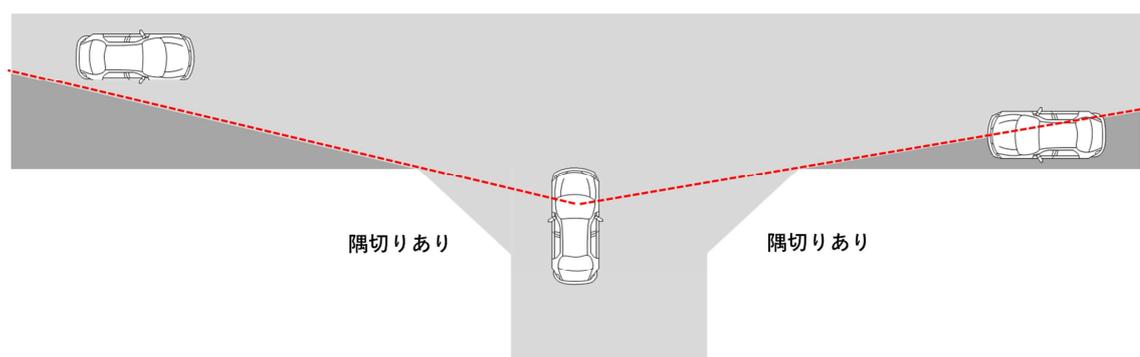


イ. 設置しないと判断する例（法令に定められた通行を行えば危険が除去できる）

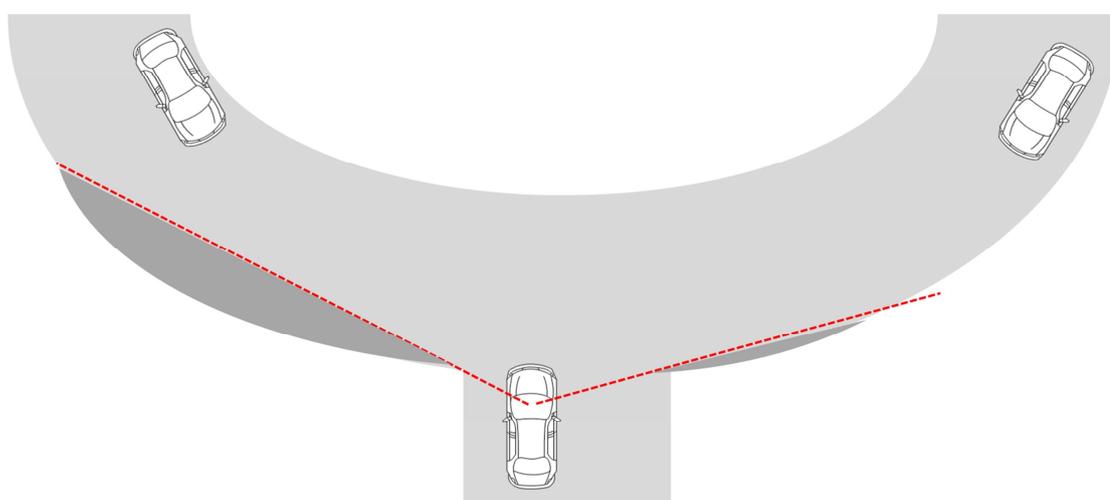
① 空地等の土地利用形態により見通しが確保されている場合



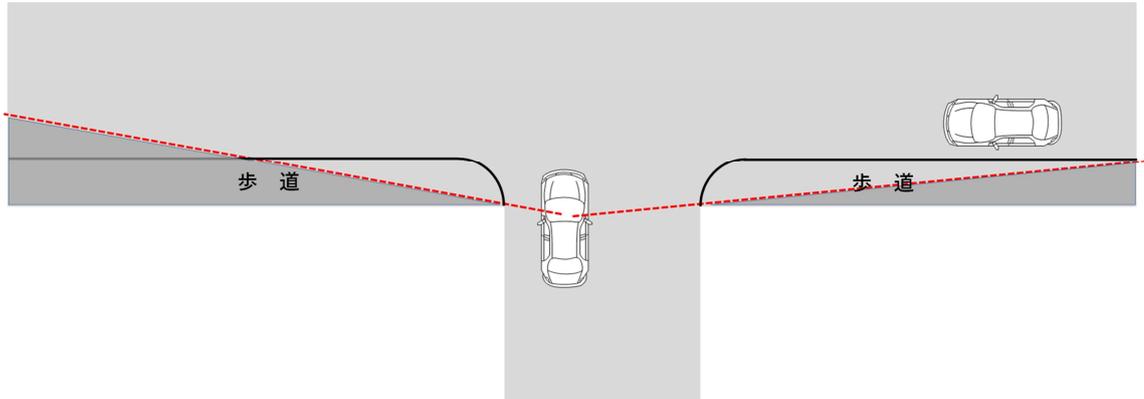
② 隅切りがあり、見通しが確保されている場合



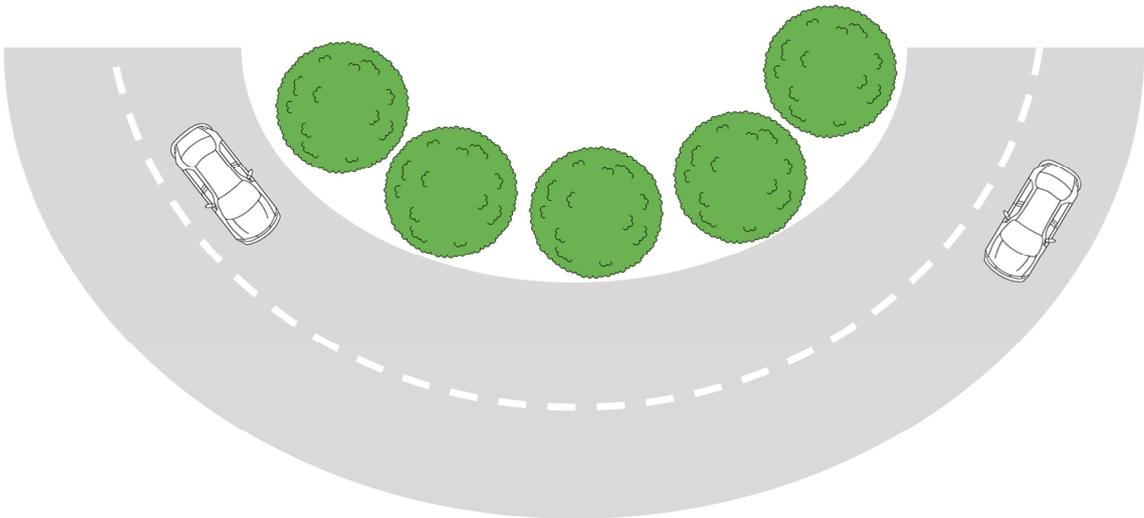
③ 外側にカーブしており見通しが確保されている場合



- ④ 歩道があり、一時停止や徐行して歩道部分に進むことにより見通しが確保できる場合

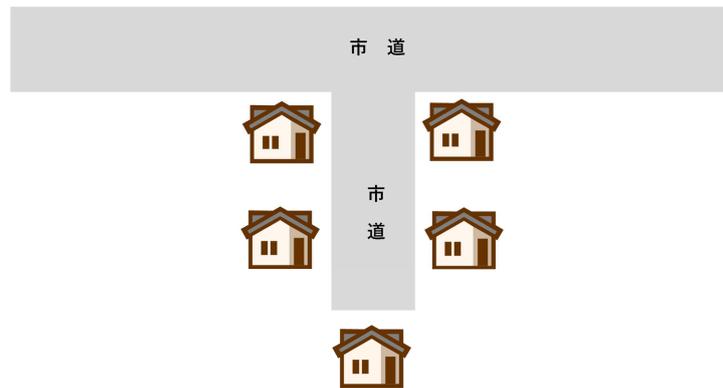


- ⑤ 急カーブであるが、中央線が引かれている場合



(2) 設置しない例

- ① 私道と公道の交差点及び私道内
- ② 公道と通り抜けができない公道との交差点であって、受益者が限定される場合（10軒未満）



- ③ 個人宅（集合住宅を含む。）や事業所、施設等からの出入り口
 - ④ 「一時停止」の道路交通法による規制がある交差点
- ※ただし、極めて見通しが悪いと判断した箇所においては、カーブミラーを設置する場合があります。
- ⑤ 駐車場にある自動車等の可動物が原因で見通しが悪い場合

(3) 設置を検討する例であっても設置ができない例

- ① 道路の通行または利用上、安全な箇所に設置ができない場合
- ② 民有地に設置する場合や設置個所が民有地に隣接する場合であって、当該地権者の承諾が得られない場合
- ③ 民有地に設置する場合であって、無償使用が認められない場合
- ④ 国道または府道に設置する場合であって、道路管理者の許可が得られない場合

4. カーブミラーの撤去について

既存のカーブミラーについて、下記の理由により撤去する場合があります。

- ① 信号機による交通整理が行われている交差点にカーブミラーが設置されている場合（歩行者用の押しボタン信号機が設置された交差点を除く。）
- ② 道路構造の改善や交通事情の変化により、必要性がなくなったと判断される場合
- ③ 道路の通行または利用上において、安全な箇所に設置できていないと判断される場合
- ④ 私有地に設置されているカーブミラーが、地権者の都合により継続が困難となった場合
- ⑤ すでにカーブミラーが設置されている交差点で、一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合

5. 私有地の形状変更等に伴う、公道上に設置されたカーブミラーの移設等について

私有地内の形状変更（出入口等の変更等）に伴い、公道上に設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合は、私有地内の形状変更をされる方の自費での対応となります。

6. カーブミラーの設置要望について

カーブミラーの設置については、メリット・デメリットがあることから、地域の総意が必要となります。基本的にはお住いの行政地域、自治会を通じてご要望いただきますようお願いいたします。

《参考》

道路交通法（抜粋）

第八節 徐行及び一時停止

（徐行すべき場所）

第四十二条 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。）。

二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通行するとき。

（指定場所における一時停止）

第四十三条 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第三十六条第二項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

交通の方法に関する教則（抜粋）

第4節 安全な速度と車

4 徐行

次の場所を通行するときは、徐行しなければなりません。徐行とは、車がすぐ停止できるような速度で進むことをいいます。

- (1) 「徐行」の標識（付表3（1）38）があるところ
- (2) 左右の見通しがきかない交差点（信号機などによる交通整理が行われている場合や優先道路を通行している場合を除きます。）
- (3) 道路の曲がり角付近
- (4) 上り坂の頂上付近やこう配の急な下り坂

第7節 交差点の通り方

1 交差点を通行するときの注意

(1) 交差点とその付近は、最も事故が多い場所です。交差点（環状交差点を除きます。）に入ろうとするときや、交差点内（環状交差点内を除きます。）を通行するときは、右折車、歩行者などに気を配りながら、交差点の状況に応じてできる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。特に右折しようとするときは、対向車線を直進する二輪車が見えにくくなることがあるので、十分注意しましょう。

(略)

3 交通整理の行われていない交差点（環状交差点を除きます。）の通行方法

(1) 交差する道路が優先道路であるときやその幅が広いときは、徐行するとともに、交差する道路を通行する車や路面電車の進行を妨げてはいけません。

(2) 道幅が同じような道路の交差点では、路面電車や左方から来る車があるときは、その路面電車や車の進行を妨げてはいけません。

(3) 「一時停止」の標識（付表3（1）40）があるときは、停止線の直前（停止線がないときは、交差点の直前）で一時停止をするとともに、交差する道路を通行する車や路面電車の進行を妨げてはいけません。また、進行方向に赤の点滅信号があるときも同じです。

付表3 標識・表示の種類と意味

(1) 標識

ア 規制標識

種類	番号	表示する意味	色
徐行 	38	車と路面電車の徐行の指定	文字は青 わくは赤 縁と地は白
一時停止 	40	交通整理の行われていない交差点のすぐ手前で、車や路面電車が一時停止することの指定	文字と縁線は白 縁と地は赤